

# 新たな道路・交通ネットワークをいかしたまちづくり支援事業 募集要項

令和6年5月27日6都市多第43号

## 第1 事業の概要

### 1-1 事業の概要

本事業は、「多摩のまちづくり戦略の基本的考え方（令和5年3月策定）」及び「新たな道路・交通ネットワークをいかしたまちづくり支援事業制度要綱（令和5年4月28日5都市政開第16号）」第2条第3項に基づき、先進的なまちづくりに取り組む地区（以下「対象地区」という。）を選定する。

本事業に選定された対象地区では、地元自治体が主体となって、まちづくりの検討を行う。都は、これに要する経費の補助を行う。

### 1-2 対象地区の要件

次の（1）及び（2）に掲げる要件のいずれも満たす地区とする。

（1）まちづくりの検討内容が先進的な取組であると都が判断するもの

（先進的な取組の例）

デジタルなど最新技術の活用、イノベーション創出、新たな暮らし方・働き方、脱炭素化

（2）検討を行う地区が、都が整備を進める新たな道路・交通ネットワーク（多摩都市モノレール、南多摩尾根幹線道路など）沿線周辺にあること。

## 第2 地区の公募・選定

### 2-1 応募主体

応募主体は、多摩地域の都市計画区域内の自治体とする。

### 2-2 公募スケジュール

公募は次のスケジュールで実施する予定である。

令和6年6月24日～28日

応募受付

令和6年7月下旬頃

実施地区の選定

なお、上記期間後も、予算の範囲内で応募を受け付ける場合がある。

### 2-3 応募書類等

本事業に応募する自治体は、次に定める応募書類等を都市整備局多摩まちづくり政策部多摩まちづくり推進課（多摩まちづくり戦略担当）へ提出するものとする。提出部数はそれぞれ2部（正本1部及び写し1部）及び電子データとする。

なお、地区選定の際には、地区名、事業の概要、位置、面積等を公表する予定である。

- ① 新たな道路・交通ネットワークを活かしたまちづくり支援事業応募書（第1号様式）
- ② 応募書【本文】（別紙参照）※書式は自由とする。
- ③ 応募書【概要】（推奨様式参照）
- ④ 対象地区事業に係る経費の概要（第2号様式）

## 2-4 選定方法

(1) 応募のあった地区について、以下の点を踏まえて審査し、対象地区を選定する。

- ① 地域の個性や魅力をいかしたまちづくりの先進性
- ② 都が整備を進める新たな道路・交通ネットワーク（多摩都市モノレール、南多摩尾根幹線道路など）との関連性

## 第3 対象地区における取組

### 3-1 財政的支援

(1) 地元自治体は、予算の範囲内において、対象地区のまちづくりの検討に必要な経費について、都に補助を申請することができる。

(2) 都は、前項の申請があった場合、対象地区のまちづくりの検討を行う地元自治体に対し、予算の範囲内で経費の一部を補助する。

(3) 財政的支援の補助対象事業は、次に掲げるものとする。

- ① まちづくりの検討に関すること。
  - ・企業・住民などの意向調査等に要する費用
  - ・基礎データ収集・分析、調査検討等に要する費用
  - ・まちづくりに関する事業等の検討に要する費用
- ② まちづくり検討会議等の開催に関すること。
  - ・説明会等の実施に要する費用
  - ・まちづくり検討会議等の運営の支援に要する費用
  - ・まちづくり検討会議等への専門家派遣に要する費用
- ③ 成果報告書の作成に関すること。
  - ・成果報告書の作成に要する費用
- ④ その他まちづくりの検討上、必要と知事が認めるもの

(4) 補助対象事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(5) 補助金額は、1地区につき補助対象事業費の2分の1の範囲内で、かつ、予算の範囲

内の額とする。ただし、1地区当たり1,000万円を年間限度額とする。

### 3-2 都が取り組む事項

- (1) 都は、前3-1項に定める支援を実施する。
- (2) 都は、別途定める都と市町による連絡会議において、本事業に関して情報共有や意見交換を実施する。  
また、必要に応じて本事業の成果や進捗等を公表する。

### 3-3 地元自治体に取り組む事項

- (1) 地元自治体は、応募書類に基づき、まちづくりの検討や計画策定等を行う。
- (2) 地元自治体は、本事業の成果や進捗等を都が公表する場合において、報告及び資料提出等の協力を行うものとする。
- (3) 地元自治体は、本事業が完了したとき、又は都が求めたときは、速やかに本事業の成果等について都に報告し、及び提出する。
- (4) 地元自治体は、公募の地区選定を受けた後、本事業に着手する前に辞退する場合は、理由を付して都に報告しなければならない。  
また、本事業着手後に辞退する場合は、理由を付して都に報告するとともに、都の求めに応じて、それまでの補助額の全額又はその一部を都に返納しなければならない。